

「清算機関のための勧告」の鍵となる質問への回答

2012年3月26日

株式会社日本国債清算機関

目次

I. はじめに	2
II. 勧告の適合状況（要旨）	5
III. 鍵となる質問への回答	6
勧告1：法的リスク	6
勧告2：参加要件	9
勧告3：信用エクスポージャーの測定と管理	11
勧告4：マージン要件	13
勧告5：財務資源	15
勧告6：破綻対応手続	18
勧告7：保管・投資リスク	20
勧告8：オペレーショナル・リスク	22
勧告9：資金決済	24
勧告10：現物の受渡	26
勧告11：清算機関間のリンクにおけるリスク	27
勧告12：効率性	29
勧告13：ガバナンス	30
勧告14：透明性	32
勧告15：監督とオーバーサイト	33

I. はじめに

1. 本資料の位置付け

本資料は、2004年11月に国際決済銀行支払・決済システム委員会（CPSS）および証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会が発表した「清算機関のための勧告」への株式会社日本国債清算機関の適合状況に関する自己評価の結果である。

回答機関：株式会社日本国債清算機関（清算機関）

評価対象：株式会社日本国債清算機関

評価時点：2011年12月31日

本資料は、株式会社日本国債清算機関のウェブサイト（<http://www.jgbcc.co.jp/>）から入手可能である。

本資料に関する照会先：株式会社日本国債清算機関 企画グループ

Tel：03-5645-3810

E-mail：plan@jgbcc.co.jp

2. 株式会社日本国債清算機関の概要

商号	株式会社日本国債清算機関
設立年月日	2003年10月17日（業務開始：2005年5月2日）
資本金	2,474,344,052円

株 主	株式会社日本証券クリアリング機構：35.63%、清算参加者またはそのグループ会社：64.37%			
役 員 構 成	常勤取締役：2名、非常勤取締役：7名（清算参加者の役職員） 常勤監査役：1名、非常勤監査役：2名（清算参加者の役職員）			
対象市場・商品	店頭市場における日本国債の売買、現先取引、現金担保付債券貸借取引			
取 扱 実 績 (一日平均)		2008年	2009年	2010年
	債務引受高（額面・十億円）	84,254	69,231	71,254
	債務引受件数（件）	11,196	9,269	9,200
	DVP決済高（額面・十億円）	20,311	18,135	18,593
	DVP決済件数（件）	5,467	4,877	4,897
清 算 参 加 者	証券会社：25社、銀行：5社、協同組織金融機関：1社、保険会社：0社、証券金融会社：1社、短資会社：3社			
そ の 他 の 業 務	日本国債の清算業務以外の業務は行っていない			

3. 日本国債市場の構造

a. 発行市場

現在、日本の発行市場において定期的に発行されている国債の種類には、固定利付国債、変動利付国債、物価連動国債（利付）、国庫短期証券（割引）、個人向国債（利付）がある。このうち、固定利付国債は、元本と個々の利子を別の銘柄として取り扱うストリップ化が可能となっている。なお、株式会社日本国債清算機関（JGBCC）では物価連動国債および個人向国債は取扱対象としていない。

2003年1月以降に発行されたすべての日本国債およびそれ以前に発行された日本国債のほぼすべては無券面化されており、発行から振替、利払い、償還までの処理が日本銀行の運営する国債振替決済制度を利用して行われる。

2010年における日本国債の発行額は165兆円（66銘柄）、2010年末現在の発行残高は749兆円（423銘柄）となっている。

2010年末現在の日本国債の所有者別残高は、金融機関：65.2%、年金：14.2%。日本銀行：8.0%、海外：4.8%、家計：4.5%などとなっている。

b. 流通市場

日本の国債流通市場は、取引所市場と店頭市場に区分される。そのうち、取引所市場における取引は皆無に近い状況となっており、取引のほとんどは店頭市場で行われている。

日本国債の現物取引の主な形態としては、売買、現先取引、現金担保付債券貸借取引がある。このうち、現先取引と現金担保付債券貸借取引は、いわゆる「レポ取引」に相当するものであり、証券取引の側面とともに、国債を実質的な担保とした短期金融取引の側面を有している。

店頭市場における主な取引主体は、証券会社、銀行、国内機関投資家、海外投資家などとなっている。ブローカーと投資家との間の取引は、主に電話・Eメールなどを利用した相対交渉により行われている。証券会社や銀行等のブローカー・ディーラー間の取引は、仲介専門業者が運営する電子取引システムや仲介専門業者を通じた電話による交渉のほか、電話・Eメールなどを利用した個別の相対交渉により行われている。

2010年の店頭市場における日本国債の取引高は、売買：3,393兆円、現先取引：4,060兆円、現金担保付債券貸借取引：8,835兆円の合計16,288兆円（現金担保付債券貸借取引のスタートとエンドを別の取引として合計した場合は25,123兆円）となっている。2010年のJGBCCの債務引受高は17,457兆円であり、店頭市場における取引の70%程度のシェアを占めている。なお、2010年の日本銀行における国債DVP決済金額に占めるJGBCCを当事者とする決済金額の比率は約47%という。

c. 清算・決済フロー

株式会社証券保管振替機構は、機関投資家取引および業者間取引に関する約定照合・決済照合サービスである決済照合システムを運営している。JGBCCおよびJGBCCの清算参加者は決済照合システムと接続しており、JGBCCは決済照合システムで照合された取引を清算対象としている。

JGBCCと清算参加者との間の国債および資金の決済は、日本銀行が運営する日本銀行金融ネットワークシステムを利用して、日本銀行の国債振替決済制度における口座振替および当座勘定の振替により決済される。

II. 勧告の適合状況（要旨）

- JGBCC は、「清算機関のための勧告」の該当する勧告のうち、勧告 1～4、勧告 6～10、勧告 12～勧告 15 に「適合」し、勧告 5 に「概ね適合」と評価している。

評価の区分	該当する勧告
適合	勧告 1（法的リスク）、勧告 2（参加要件）、勧告 3（信用エクスポージャーの測定と管理）、勧告 4（マージン要件）、 勧告 6（破綻対応手続）、勧告 7（保管・投資リスク）、勧告 8（オペレーショナル・リスク）、勧告 9（資金決済）、 勧告 10（現物の受渡）、勧告 12（効率性）、勧告 13（ガバナンス）、勧告 14（透明性）、勧告 15（監督とオーバーサイト）
概ね適合	勧告 5（財務資源）
一部適合	なし
不適合	なし
該当なし	勧告 11（清算機関間のリンクにおけるリスク）

Ⅲ. 鍵となる質問への回答

勧告 1 : 法的リスク

清算機関は、全ての関係法域において、その活動の各側面のための、確固とした、透明で執行可能な法的枠組みを備えるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関の業務を規律する法律や規制、規則、手続、参加者との契約の条項は、明確に規定され、首尾一貫し、参加者や公衆にとって容易に入手可能なものとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、株式会社として会社法の規制を受けるとともに、清算機関として金商法の規制を受ける。 • JGBCC と清算参加者との間の契約条項は、業務方法書その他の JGBCC が定める規則に規定される。 • JGBCC の業務方法書は当局の認可を受けており、会社法および金商法と首尾一貫している。 • 日本の法令は政府のウェブサイトに掲載され、JGBCC の規則は JGBCC のウェブサイトに掲載されており、清算参加者や公衆は容易に入手可能である。
<p>2. 法的枠組みは、以下の点に関し、明確で有効な法的根拠が存在することについて高い確実性を示すものになっているか。</p> <p>(a) ノベーションやオープン・オファー^(注)の法的根拠を含め、清算機関が取引相手として機能すること</p> <p>(注) 清算機関が市場参加者に対して取引相手として機能するとの「オープン・オファー」を提供し、これにより取引執行時には参加者の間に立つプロセス。</p> <p>(b) 清算機関としての債務引受のタイミング</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の点に関しては、JGBCC の業務方法書で定められている。金商法では、清算機関が業務方法書に従って業務を行うことを義務付けており、清算機関の業務方法書は法規範性を有する。 (a) JGBCC は、「債務引受」により清算参加者の債権・債務の相手方となる方式を採用している。「債務引受」は、判例・学説により有効性が認められており、金商法において清算機関が取引相手方となる方法の一つとして規定されている。 (b) 債務引受は当事者間の契約により成立するものであり、債務引受のタイミングは JGBCC と清算参加者の契約である業務方法書で定められている。

質問	回答
<p>(c) ネットティングの取極め</p> <p>(d) 参加者が清算機関に差入れまたは移転した担保（マージンを含む）に対する清算機関の権利および当該権利が参加者や第三者に対抗可能であること</p> <p>(e) 破綻対応手続</p> <p>(f) 資金や金融商品の振替のファイナリティ</p> <p>(g) 清算機関の業務、リスク管理手続および関連規則に関するその他の重要な側面</p>	<p>(c) JGBCC は、ネットティングの方式としてオブリゲーション・ネットティングを採用しており、当該方式は、法的有効性が認められている。</p> <p>(d) JGBCC が清算参加者から預託を受けるクリアリング・ファンドは、金商法第156条の11に規定する「清算預託金」と位置付けており、金商法に基づく優先弁済権が確保されている。クリアリング・ファンドの代用国債の預託は、日本銀行の国債振替決済制度における口座振替により行われ、同制度における口座振替は、社債、株式等の振替に関する法律により清算参加者や第三者への対抗要件が具備される。</p> <p>(e) 鍵となる質問3. を参照。</p> <p>(f) 資金の振替は日本銀行の当座勘定を利用して行われ、国債の振替は日本銀行が運営する国債振替決済制度を利用して行われ、いずれもファイナリティが確保されている。</p> <p>(g) 金商法では、清算機関は業務方法書に従って業務を行うことを義務付けており、清算機関の業務方法書は法規範性を有する。</p>
<p>3. 清算機関の参加者が破綻または支払不能となった場合でも、清算機関の規則、手続、契約は法的に有効とされるか。そのような規則や手続に基づいて実施された行為が後から差し止められたり、否認されたり、覆されたりしないことについて、高い確実性が存在するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金商法では、清算機関が業務方法書に従って業務を行うことを義務付けており、清算機関の業務方法書は法規範性を有する。 金商法において、清算機関が業務方法書において未決済債務等に関する決済の方法を定めている場合、清算参加者に特別清算手続等が開始されたときは、業務方法書の定めに従うこととされている。したがって、清算参加者の破綻時に JGBCC が業務方法書に基づいて行う処理は有効とされる。
<p>4. 清算機関におけるクロスボーダーの参加は顕著な水準に達しているか。清算機関は、法的枠組みの適切さを判断するにあたり、関連する他の法域の有無を確認したか。法的枠組みは他の関連する法域に照らして評価されたか。法律や規則はクロスボーダーの取極めの枠組みをサポートし、このような取極めの運行において双方の清</p>	<ul style="list-style-type: none"> JGBCC は、清算参加者を日本国内に拠点のある者に限っており、クロスボーダーの参加は想定していない。

質問	回答
算機関に適切な保護を与えるものか。抵触法上の問題が存在しているか。存在する場合、どのように対応したか。クロスボーダーの担保の取極めを評価したか。	

適合状況

JGBCC は、勧告 1 に適合している。

勧告 2 : 参加要件

清算機関は、清算機関への参加から生じる債務を履行するために、参加者が十分な財務資源および強固な業務運行能力を持つことを求めるべきである。清算機関は、参加要件が継続的に満たされていることをモニタリングするための手続を備えるべきである。清算機関の参加要件は客観的で公表され、かつ公正で開かれた形での参加を許容するものにすべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は参加者の財務資源や信用力に関する要件を設定しているか。このような要件をどのように設定しているか。どのような要因（例えば、規模、間接参加者のための清算取次ぎ、清算対象商品）が考慮されているか。清算機関は参加者の業務運行能力を評価しているか。どのように評価しているか。どのような要因（例えば、支払債務を履行するための取極め、リスク管理ポリシー、人員配置、リスク管理や IT システムの内部監査）が考慮されているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、参加要件として、資本金、純財産額、自己資本規制比率等の財務基準を設定している。• 他社清算資格（清算取次ぎを行うことができる資格）に係る財務要件は、自社清算資格（清算取次ぎを行うことができない資格）に係る財務要件より厳しいものとしている。• JGBCC は、参加要件として、適切な業務執行の体制を備えていることを求めている。• JGBCC は、参加資格の審査に際し、経営体制、業務執行体制、リスク管理や業務分掌に関する社内規程の内容その他必要な事項について評価を行っている。
2. 清算機関は参加要件が継続的に満たされていることをモニタリングしているか。どのようにモニタリングしているか。監督上の報告書を入手しているのか、それとも直接モニタリングしているのか。報告書は、モニタリングの目的に有用であるのに十分にタイムリーに入手できているか。どのような条件で清算機関は参加者の参加資格を停止または終了させることができるか。清算機関は、参加要件を満たさなくなった参加者の参加停止や秩序立った退出を促進するため、どのような取極めを備えているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、清算参加者から、定期的に財務、業務、経営体制等の状況に関する各種資料の提出を受け、参加要件の充足状況をモニタリングしている。• JGBCC が提出を受ける資料の大部分は清算参加者が監督当局に提出する資料と同一のものであるが、一部独自の資料も存在する。• JGBCC は、業務方法書において、清算参加者に対する債務引受の停止および清算資格の取消しの基準を定めている。• JGBCC は、業務方法書において、参加資格喪失に伴う一連の措置について定めており、秩序だった退出ができるようにしている。

質問	回答
<p>3. 参加要件はリスク以外の根拠で参加を制限しているか。参加要件は客観的であるか。また、公正で開かれた形での参加を許容しているか。参加者の秩序立った退出に関する取極めを含め、参加要件は明確に規定され、公表されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、a. 経営の体制、b. 財務基盤、c. 業務執行体制、に関する客観的な基準を定めている。なお、清算機関は、金商法により、特定の清算参加者に対する不当な差別的取扱いは禁止されている。 • 参加者の秩序立った退出に関する取極めおよび参加要件は、業務方法書その他の規則で定められ、ウェブサイトで公表されている。

適合状況

JGBCC は、勧告 2 に適合している。

勧告3：信用エクスポージャーの測定と管理

清算機関は、最低限、一日に一度は、参加者に対する信用エクスポージャーを測定すべきである。清算機関は、マージン要件や他のリスク管理策あるいはその組み合わせを通じて、通常の市場環境下における参加者の破綻から生じる潜在的な損失に対するエクスポージャーを制限し、清算機関の運行が混乱したり、破綻参加者以外の参加者が予期しえない損失や管理し得ない損失を被ることがないようにすべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関はどれ程の頻度で参加者に対するエクスポージャーを測定しているか。清算機関は日中にエクスポージャーを測定する能力を備えているか。これらの算出に利用される価格やポジションの情報はどれ程タイムリーなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、毎日午後6時30分（日本標準時。以下時刻について同じ。）に債務引受けを行うと同時に、当日の市場価格により各清算参加者の未決済ポジションの時価評価を行い、各清算参加者に対するエクスポージャーおよび翌日に預託すべきクリアリング・ファンド（当初証拠金）の所要額を算出している。 • JGBCC は、日中リアルタイムでの債務引受けを行っていないため、日中における未決済ポジションの増加に伴うエクスポージャーの増加は発生しない。一方、国債の価格変動に伴うエクスポージャーの増加に対応するため、日中における価格変動に応じたクリアリング・ファンドの増額措置を設けている（勧告4の鍵となる質問2. 参照）。 • なお、JGBCC は、前日の午後6時30分以降に受領した取引データ（当日午後6時30分に債務引受けされる予定の取引データ）に基づき、日中リアルタイムで翌日に預託すべきクリアリング・ファンドの所要額（予定額）を算出することが可能である。
<p>2. 清算機関は、参加者の破綻から生じる潜在的な損失に対するエクスポージャーをどのように制限しているか。マージン要件が利用される場合、清算機関は勧告4を遵守しているか。マージン要件が利用されない場合、清算機関はどのようにして、通常の市場環境下での参加者のポジションのクローズ・アウトによって清算機関の運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、継続的に清算参加者の財務状況のモニタリングを行っており、清算参加者が一定の基準に該当することとなった場合には、債務引受の全部または一部を停止することができる。 • JGBCC は、毎日、清算参加者の未決済ポジションの時価評価を行い、マージン・コール（変動証拠金）の授受を行うとともに、未決済ポジションから生じ得る想定損失に応じたクリアリング・ファンド（当初証拠金）の預託を受けている。

が混乱したり、破綻参加者以外の参加者が予期し得ない損失や管理し得ない損失を被ることがないことを確保しているか。	・ クリアリング・ファンドは、勧告4を遵守している。
---	----------------------------

適合状況

JGBCC は、勧告3に適合している。

勧告 4 : マージン要件

清算機関が参加者に対する信用エクスポージャーを制限するためにマージン要件を利用している場合、その要件は、通常の市場環境下における潜在的なエクスポージャーをカバーするのに十分なものであるべきである。マージン要件を設定するために用いられるモデルやパラメータは、リスクに基づいたものであり、定期的に見直されるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. マージン要件が想定しているカバー範囲はどのようなものか。潜在的な価格変動が測定される期間はどのようなものか。この期間は、破綻参加者のポジションがどの程度迅速にクローズ・アウトされるかについて合理的に推測できる期間と整合的であるか。清算機関は、マージン要件を決定するために利用されるモデルやパラメータが想定されるカバー範囲と整合的であることをどのように検証するのか。清算機関は、どれ程の頻度でモデルの見直しや検証を行うのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、清算参加者の JGBCC に対する債務の履行を確保するため、清算参加者からクリアリング・ファンド（当初証拠金）の預託を受けている。 • クリアリング・ファンドは、清算参加者が値洗い等に係る資金決済を履行しないリスクおよび国債DVP決済を履行しない場合の価格変動リスクをカバーするものである。 • このうち、資金決済リスクに対応する部分の所要額は、過去 120 営業日間における当該清算参加者の資金決済金額の上位 20 日分の平均額としている。また、価格変動リスクに対応する部分の所要額は、VaR（ヴァリューアットリスク）を用いて算出することを基本としつつ、一部のパラメータを保守的に設定することで、結果的として、国債時価の日次変動幅の 2σ（97.7%）以上がカバーされる水準となっている。 • JGBCC は、クリアリング・ファンド所要額のモデルやパラメータの整合性を検証するためのバックテストを日次で実施している。バックテストの結果、モデルやパラメータに問題がある可能性が示唆された場合には、必要な見直しの検討を行うこととしている。
<p>2. 清算機関は、望ましいカバー範囲を維持するため、日中にマージンを徴求する権限と業務上の能力を備えているか。どのような状況で日中にマージンを徴求するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、日中に大幅な価格変動が生じた場合には、クリアリング・ファンドの所要額を日中に増額することとしている。 • 具体的には、東京証券取引所における長期国債先物取引の価格の午前立会終了時の前日比変動幅が、利付国債の残存期間 7 年超 10 年以内のクラスのリスクファクタ

質問	回答
<p>3. 清算機関はどのような種類の資産をマージンとして受け入れるか。実際にはどのような種類が保有されているか。どれ程の頻度で資産は値洗いされているか。直近の値洗いから処分までに資産価値が低下する可能性を適切に反映するヘアカットが適用されているか。</p>	<p>一を基準に定める一定の数値を超えた場合に、増額措置を発動することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング・ファンドは、最低5億円は現金（日本銀行の当座勘定）により預託する必要があり、5億円を超える部分は国債により代用預託することができる。 ・ クリアリング・ファンドの代用国債は、毎日、前日の時価および残存年限に応じた掛目により評価している。

適合状況

JGBCC は、勧告 4 に適合している。

勧告5：財務資源

清算機関は、極端であるが現実には起こりうる市場環境下において、最低限、最大のエクスポージャーを有する参加者の破綻に耐えうるような十分な財務資源を維持すべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関は、極端であるが現実には起こりうる市場環境下におけるエクスポージャーをストレス・テストする手続を確立したか。どのようなシナリオで評価されているか。これらのシナリオには、清算機関がサービスを提供している市場が過去に経験した最も変動の激しい期間が含まれているか。清算機関は、最大のエクスポージャーを有する参加者が破綻した場合にも十分な財務資源を持っているか。複数の参加者が同時に破綻する可能性は評価されたか。ストレス・テストは、最低限、月1回行われているか。また、モデル、パラメータ、シナリオの包括的な再検討を伴ったストレス・テストは、最低限、年1回行われているか。清算機関はストレス・テストの結果、破綻から生じた債務を履行するための財務資源が十分でない可能性が高いことが判明した場合に採る行動について明確なポリシーを持っているか。清算機関は当該ポリシー通りの行動を行ったか。当該ポリシーは、参加者や当局にとって入手可能なものとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、極端であるが現実には起こりうる市場環境下において清算参加者が破綻した場合に生じ得る損失額を推計するストレス・テストを実施している。 • ストレスシナリオは、清算参加者の毎日の現実のポジションに対し、過去一定期間における最大の利回り変動（上昇および下落）を適用するものとしている。 • JGBCC は、金商法第156条の10の定めに従い、「金融商品債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の金融商品債務引受業の適切な遂行を確保するための措置」として、清算参加者破綻時の損失補填ルール設けている（具体的な補填ルールは鍵となる質問2. 参照）。これにより、最大のエクスポージャーを有する清算参加者が破綻した場合でも、その損失を補填することが可能である。 • ストレス・テストにおいては、損失超過額が最大となる2先の同時破綻を前提としている。 • ストレス・テストは毎日実施しており、包括的なストレス・テストは年に1回行うこととしている。 • JGBCC では、金商法第156条の10の定めに従い、清算機関に損失が生じた場合に清算参加者が損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めており、業務方法書はウェブサイトで公表されている。
<p>2. 参加者の破綻から生じる損失をカバーするため、どのような種類や価値の財務資源が利用可能となっているか。参加者の破綻発生時において、清算機関がこれらの</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 清算参加者の破綻から生じる損失の補填は以下の順で行う。 <ul style="list-style-type: none"> a. 当該清算参加者の資産（クリアリング・ファンド、受領予定資金・国債）により損失を補填する。

質問	回答
<p>財務資源から期待通りの価値を引き出せるという高い確実性が存在しているか。清算機関の規則は、これらの財務資源が業務上の損失やその他の清算機関の活動から生じた損失をカバーするために利用されることを禁じているか。</p>	<p>b. 上記 a により補填しえない損失がある場合は、破綻清算参加者と取引のあった他の清算参加者に按分して損失負担を求める。</p> <p>c. 上記 a・b により補填しえない損失がある場合は、JGBCC の剰余金の一定割合により補填する。</p> <p>d. 上記 a～c により補填し得ない損失がある場合は、他の清算参加者に按分して損失負担を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務方法書では、上記の財務資源は清算参加者の破綻に伴う損失を補填する場合に利用できることとしている。
<p>3. 破綻から生じる損失をカバーするために清算機関が当てにしている財務資源の中で清算機関の債務を履行するために即時に利用可能でないものが存在するか。即時に利用可能でない財務資源が存在する場合、清算機関は申し込みだけでこれらの資産を見合いに借入れることを許容するコミットされた与信枠を取得しているか。取得している場合、これらの与信枠は清算機関が期限内に債務を履行できることを確保するために十分に迅速に利用可能であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鍵となる質問 2. の財務資源のうち、a. の現金部分はすべて日本銀行の当座勘定で管理されており、即時に利用可能である。 a. の国債部分の売却にはある程度の日数（現在の決済慣行は T + 3）を要するが、現金担保付債券貸借取引により即日で資金化することが可能である。 c. の原資となる JGBCC の剰余金に対応する資産は市中銀行への預金となっており、即時に利用可能である。 b. および d. の実行にはある程度の期間を要する。 JGBCC は、即時に利用できる流動性資金を確保するため、複数の清算参加者との間で総額 2,000 億円の現金担保付債券貸借取引による流動性供給契約を締結している。 上記契約の実行その他の方法によっても流動性資金に不足が生じる場合には、破綻清算参加者の取引相手方である清算参加者は、JGBCC に対して現金担保付債券貸借取引により流動性を供給する義務を有する。 JGBCC は、上述の通り、清算参加者の破綻時に必要となる流動性資金を調達するためのスキームを構築しているが、実際に破綻が生じた場合の当該スキームの実効性には不確実な面がある。

適合状況

JGBCC は、勧告 5 に概ね適合している。

コメント

鍵となる質問 3. に関し、既存の JGBCC の流動性調達スキームは実効性に不確実な面があることから、勧告 5 を「概ね適合」と評価した。このため、流動性調達力の拡充を図る必要があると認識している。

勧告6：破綻対応手続

清算機関の破綻対応手続は明確に規定され、清算機関が損失と流動性逼迫を抑制し、債務を履行し続けるためにタイムリーな行動を採ることができることを確保するものであるべきである。破綻対応手続の主要な点は公表されるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関の破綻対応手続は破綻事由を明確に規定しているか。清算機関の破綻対応手続は、破綻が発生した場合に、破綻参加者のポジションを迅速にクローズ・アウトしたり管理を行い、破綻参加者の担保やその他の資源を利用する権限を清算機関に対して与えているか。清算機関の手続やそれ以外の仕組みは、破綻参加者の顧客のポジションやマージンの移転ないし（代替的な）処分を許容しているか。これらの手続は、清算機関にあらゆる財務資源を迅速に引き出す権限を与えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務方法書では、破綻対応手続開始の原因事象が特定されている。 • JGBCC は、業務方法書の規定に基づき、破綻清算参加者からの債務引受の停止、破綻清算参加者のポジションの反対売買、破綻清算参加者の担保の処分などを行うことができる。 • JGBCC では、清算参加者を他社清算参加者（清算取次ぎを行うことができる参加者）と自社清算参加者（清算取次ぎを行うことができない参加者）に区分し、他社清算参加者には、清算取次による取引とそれ以外の取引とを区分管理することを義務付けている。 • JGBCC は、清算参加者の破綻が生じた場合、業務方法書の規定に基づき、当該破綻清算参加者および他の清算参加者が預託したクリアリング・ファンドの現金の流用、クリアリング・ファンド代用国債を担保とした資金調達、清算参加者その他の者からの資金調達を行うことができる。
<p>2. 法的枠組みは、参加者が支払不能となった場合におけるポジションの処分や移転、マージンの利用、流動性資源の引出しに関する判断が差し止められたり、覆されたりしないことに関し高い確実性を提供しているか。各国の倒産法は、顧客資産と自己資産を特定し、分離して取り扱うことを許容しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 勧告1の鍵となる質問3. 参照。 • 日本の倒産法制では、顧客資産と自己資産を特定し、分離して取り扱うことを許容している。
<p>3. 清算機関の経営陣は、破綻対応手続を実行するための内部計画を持っているか。この計画は、破綻対応手続をどのように実行するのが最善であるかを判断するに際</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、破綻対応手続に関するマニュアルを整備している。当該マニュアルでは、市場の状況等に応じて複数の選択肢から対応を選択することを認めるなど、柔軟性を確保している。

質問	回答
し、清算機関に一定程度の柔軟性を与えているか。この計画は、1以上の清算機関や当局や別の市場運営者が関与する場合における協調の必要性に対応しているか。どれ程の頻度でこの計画は見直されているか。	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻対応手続は、当局と緊密に連絡を取りながら進めることとしている。なお、JGBCCは、特定の取引所等の市場とリンクしておらず、市場運営者との協調・連絡体制の構築は不要である。 • 破綻対応手続については、定期的に訓練を行い、訓練結果を踏まえた見直しを行うこととしている。
4. 破綻対応手続の主要な点は公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻対応手続の主要な点については、業務方法書に定め、ウェブサイトで公表している。

適合状況

JGBCCは、勧告6に適合している。

勧告7：保管・投資リスク

清算機関は、損失や資産へのアクセスの遅れのリスクが最小化される方法により資産を保有すべきである。清算機関が投資する資産は、最小限の信用・市場・流動性リスクを持つ商品にて保有されるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 担保はどのような種類の主体に保管されているか。清算機関は、これらの主体の手続や実務が「証券決済システムのための勧告」の勧告12を遵守していることを検証しているか。どのように検証しているか。清算機関は、証券が異なる時間帯や法域で保管されていても、証券に対する自己の権利が執行可能であり、参加者の破綻発生時において、証券への迅速なアクセスを持つことを確認しているか。清算機関はカストディアンの財務状況を継続的にモニタリングしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • クリアリング・ファンドの現金および代用国債は、日本銀行における JGBCC 名義の口座で保管されている。 • 日本銀行による「証券決済システムのための勧告」の自己評価において、勧告12が「Observed」とされていることを確認している。 • 担保証券は、同一の時間帯および法域で保管されている。 • 保管先は中央銀行であるため、財務状況のモニタリングは行っていない。
<p>2. 現金はどのように投資されているか。投資は担保で保全されているか。清算機関は、債務者が高い信用力を持つことを確保するためにどのような基準を使用しているか。清算機関は、投資が最小限の市場・流動性リスクを有することを確保するためにどのような基準を使用しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、現金の運用は行っていない。
<p>3. 清算機関は、投資先を選択する場合において、個別の債務者に対する総合的なエクスポージャーを考慮しているか。投資は信用リスク・エクスポージャーの集中を避けるために制限されているか。どのように制限されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同上

適合状況

JGBCC は、勧告 7 に適合している。

勧告8：オペレーショナル・リスク

清算機関は、オペレーショナル・リスクの源を特定し、適切なシステム、管理、手続の整備を通じてこれを最小化すべきである。システムは、信頼性が高く安全で、かつ適切で十分な処理能力を持つべきである。業務継続計画は、タイムリーな運行の復旧と清算機関の債務の履行を可能とするものであるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は、アウトソースされた業務や清算機関のその他の活動から生じるリスクを含め、オペレーショナル・リスクを積極的に特定、分析し、これに対応するためのプロセスを持っているか。	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC では、取引データの受信、債務引受け、ネットィング、担保所要額の計算、決済データの生成、清算参加者に対するネットィング結果・決済データの配信、日本銀行との決済指図の送受信などの業務のほとんどを自動処理する情報システムを構築することにより、オペレーショナル・リスクの極小化を図っている。 • JGBCC は、オペレーショナル・リスクを含めたリスク全般について、リスク管理規程に基づき、特定・分析を行い、リスクマネジメントサイクルによるリスクへの対応を行っている。
2. 清算機関は、業務を妨げる著しいリスクを生じさせる事象に対応する業務継続計画を備えているか。計画は重要な情報がタイムリーに復元可能であることを確保しているか。計画は、システムが正確な業務を継続できるように、最低限、障害発生時の全ての取引の復元を可能とするものか。業務継続計画は定期的に見直され、参加者とテストされているか。そのような訓練の結果に基づいて、業務に適切な調整が行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、災害やシステム障害等が発生した場合の業務継続計画を定めている。 • 障害発生時の業務継続に備え、正センタとバックアップセンタの双方でデータを保管し、正センタで障害が発生した場合には速やかにバックアップセンタへの切り替えができるようにしている。 • JGBCC は、清算参加者を交えたバックアップセンタへの切り替え訓練を定期的実施するとともに、各種の社内訓練を定期的実施している。JGBCC は、訓練の結果を踏まえて、必要に応じて規程・マニュアルの見直しを行っている。
3. 手続の適確な実行を確保するため、経営陣による適切な管理と十分な（そして十分な資格を有する）人員が確保されているか。運行面の信頼性に関する問題は、その業務の責任者でない者を含む上級経営陣により、定期的	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、会社法に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」（業務の適正性を確保するための体制整備に関する方針）を定めている。JGBCC は、当該方針に基づき、業務執行に必要な人員を配置するとともに、総合リスク管理委員会を設置してリスク管理状況のモニタリングを行う体制を構築している。

質問	回答
<p>に見直されているか。清算機関は内部監査機能を持っているか。また、内部監査機能はオペレーショナル・リスクの管理策を見直しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 総合リスク管理委員会では、定期的に JGBCC の業務に関するリスク分析結果を踏まえた改善計画を策定し、その改善計画の実行状況をモニタリングしている。 • JGBCC は、独立した内部監査部門を有し、オペレーショナル・リスクを含めたリスク管理の状況について内部監査を行っている。
<p>4. 主要なシステムは昨年何回障害を起こしたか。最もよく起こる障害の原因は何か。処理再開までにどれ位の時間を要したか。取引データが失われた場合、どの程度のデータが失われたか。清算機関はメッセージの完全性をどのように確保しているか。清算機関は主要なシステムの処理能力計画を持っているか。主要なシステムは、ストレス時の取引量を処理可能であるかを判断するために定期的にテストされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 過去に業務に支障が生じるような障害は発生していない。 • システムの処理能力と実際の処理件数の状況は常時モニタリングしている。 • 正センタ・バックアップセンタ間およびシステム接続先との回線は二重化されている。正センタとバックアップセンタの間ではリアルタイムでデータの同期を行っており、正センタのデータベースは日次でバックアップを取得している。 • 大規模なシステム変更や利用者数の変動が見込まれる場合には、業務量予測に基づく処理能力を設定し、必要なテストを実施している。また、システムの処理能力と実際の処理件数の状況は常時モニタリングしており、必要に応じて見直しを行うこととしている。

適合状況

JGBCC は、勧告 8 に適合している。

勧告9：資金決済

清算機関は、決済銀行リスクをすなわち、参加者と資金決済を行うために銀行を利用することから生じる信用・流動性リスクを除去または厳格に制限するような資金決済に関する取極めを採用すべきである。清算機関に対する資金振替は実行された時点でファイナルになるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は中央銀行モデルと民間銀行モデルのどちらを利用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、中央銀行モデルを利用している。
2. 清算機関が決済銀行との間で締結した法的契約は、清算機関の口座に対する資金振替が実行された時点でファイナルになると規定しているか。関連法域の法律はこれらの条項を支持しているか。利用通貨の決済システムは日中ファイナリティを提供しているか。清算機関は、資金振替がこれらの契約通りにそして契約で定められた時点に実行されることを日常的に確認しているか。	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、日本銀行の当座勘定の振替により資金決済を行っている。 • 日本銀行と日本銀行の取引先との間の契約においては、FOP の場合は、指図は常に条件なしとされ、有効な指図が日本銀行により受け付けられると撤回不能となり、DVP の場合は、国債の振替指図が日本銀行に受け付けられ、かつそれに対応する資金受渡依頼が日本銀行に受け付けられると指図は撤回不能となるとされている。 • 日本銀行の当座勘定規定その他の関連する規定は法的に有効とされている。 • 日本銀行は、日中リアルタイムでファイナリティのある決済サービスを提供している。 • JGBCC は、日本銀行とオンラインリアルタイムのシステム接続をしており、日中に資金振替が実行される都度、振替結果の通知を受信し、その内容を確認している。
3. 民間決済銀行モデルが利用される場合、清算機関は、決済銀行の信用力、流動性へのアクセス、運行面の信頼性に関する民間銀行のための厳格な基準を策定し、その遵守状況をモニタリングしているか。	—
4. 民間決済銀行モデルが利用される場合、清算機関は決済銀行間のエクスポージャーの集中度のモニタリングを積極的に行い、決済銀行の破綻から生じる潜在的な損	—

質問	回答
失や流動性逼迫を日常的に評価しているか。	

適合状況

JGBCC は、勧告 9 に適合している。

勧告 10 : 現物の受渡

清算機関は現物の受渡に関する債務を明確に規定すべきである。これらの債務から生じるリスクは特定され、管理されるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は、現物の受渡に関する債務を明確に規定した規則を備えているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC と清算参加者との間で行う国債の受渡に係る債務の内容は、業務方法書で定められている。
2. 清算機関は現物を引渡すまたは受取る債務を負っているか。このような債務を負う場合、清算機関は DVP を利用して元本リスクを除去しているか。DVP が利用可能でない場合、清算機関は元本リスクを緩和するための他の対策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、国債を受領し引渡す債務を負っている。• 国債の受渡は、日本銀行が提供する DVP システムを利用して行うことにより、元本リスクを除去している。
3. 清算機関は、現物の受渡債務を引き受ける結果として自らが晒される流動性・保管・受渡リスク（元本リスクを除く）を特定したか。清算機関はこれらのリスクを緩和するための対策を講じているか。どのような対策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none">• 国債の渡方清算参加者が JGBCC に対して国債の引渡しを行わない場合には、渡方清算参加者と JGBCC との間の決済および当該決済に対応する JGBCC と受方清算参加者との間の決済を翌営業日以降に繰り延べる制度（フェイル制度）を設けている。したがって、JGBCC は国債に係る流動性リスクに晒されていない。• 日本国債は無券面化されており、保管・受渡に係るリスクはない。

適合状況

JGBCC は、勧告 10 に適合している。

勧告 11 : 清算機関間のリンクにおけるリスク

取引の清算のために国内外にリンクを構築する清算機関は、生じ得るリスクの潜在的な源を評価し、それらのリスクが慎重な方法で継続的に管理されていることを確保すべきである。関係する証券監督者やオーバーサイト主体間の協力・協調のための枠組みが存在すべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. どのような種類のリンクが運営されているか。清算機関はリンクから生じる潜在的なリスクの源のリスク分析を実施したか。その結果として策定されたリスク管理の取極めは、これらのリスクを緩和または制限し、清算機関が本報告書に含まれる他の勧告を遵守し続けることができる形で設計されているか。	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、他の清算機関とのリンクは構築していない。
2. どの法律と契約上の規則がリンクを規律しているか。清算機関は、これらの法律や規則がリンクの設計をサポートし、リンクの運営において双方の清算機関に適切な保護を提供することを確認するために、どのような対策を講じたか。	—
3. リンクから生じるオペレーショナル・信用・流動性リスクの潜在的な源は何か。リンクしている清算機関間の取極めを含め、特定されたリスクのモニタリングや管理を行うための実効的な仕組みを備えているか。	—
4. リンクの監督やオーバーサイトを目的とした、情報共有や協調した監督上の行動が必要とされる場合の責任分担に関する規定を含む、関係する監督当局とオーバーサイト当局間の協力・協調のための枠組みが存在しているか。	—

適合状況

JGBCC は、勧告 11 は該当しない。

勧告 12 : 効率性

清算機関は、安全で確実な運行を維持する一方、参加者の要求を満たすようにコスト面で効率的であるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は（例えば、類似したサービスを提供する他の清算機関とコストや料金を比較し、著しい相違が存在する理由を分析することにより）コストを管理する手続を備えているか。清算機関は、運営コストと対比して料金水準を定期的に見直す手続を備えているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、業務の状況や収支の状況を清算参加者に定期的に報告するなど、コストが十分管理される体制としている。• JGBCC は、経営の状況等を踏まえつつ、必要に応じて手数料の見直しを行っている。
2. 清算機関は、（例えば、参加者の調査を通じて）サービス水準を定期的に見直しているか。清算機関は、予想される需要量と処理能力水準の対比を含む運行面の信頼性を定期的に見直す仕組みを備えているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、全清算参加者が委員となる運営委員会を定期的に開催し、利用者のニーズを踏まえた事業運営を行っている。• 大規模なシステム変更や利用者数の変動が見込まれる場合には、今後5年間の業務量予測に基づく処理能力を設定し、システム開発を行っている。また、システムの処理能力と実際の処理件数の状況は常時モニタリングしており、必要に応じて見直しを行うこととしている。

適合状況

JGBCC は、勧告 12 に適合している。

勧告13：ガバナンス

清算機関のガバナンスの取極めは、公益の要請を満たし、所有者や参加者の目的をサポートするように、明確かつ透明であるべきである。特に、これらの取極めは清算機関のリスク管理手続の実効性を高めるものであるべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関のガバナンスの取極めはどのようなものか。清算機関、所有形態、取締役会と経営陣の構成について、どのような情報が公表されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、株式会社として会社法におけるガバナンスに関する規制を受け、清算機関として金商法におけるガバナンスに関する規制を受けている。 • JGBCC は、「利用者の視点に立った質の高いサービス提供」を経営の基本方針の1つとして掲げている。当該方針に基づき、清算参加者による出資を基本としつつ、株式会社日本証券クリアリング機構との業務上の協力関係を構築する観点から、同社からも出資を受けている。 • 取締役会の構成は、取締役9名中7名を社外取締役（清算参加者の役職員）とし、監査役3名を社外監査役としている。 • JGBCC の経営の基本方針、株主および役員の一覧は、ウェブサイトに掲載している。
<p>2. リスク管理の報告ラインと清算機関のその他の業務の報告ラインは、明確に分離されているか。分離はどのように達成されているか。独立したリスク管理委員会が存在するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理はリスク管理グループの所管とし、他の業務を担うグループとは別の組織としている。 • 業務執行に関する決定や協議を行う経営会議とは別に総合リスク管理委員会を設置している。総合リスク管理委員会における審議状況は取締役会に報告される。
<p>3. 経営陣や取締役会が、安全で効率的なサービスの提供という清算機関の目標を達成し、関連する公益の要請を満たすために、適切な技能とインセンティブを持つことを確保するために、どのような対策が講じられているか。取締役会は、健全なリスク管理の実現や関連する公益の要請の充足が目的に含まれることを確保するため</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 清算機関の人的構成については、金商法において「金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」が求められており、そうした人員により取締役会を構成している。 • 清算参加者に対する業績に関する説明は、株主総会で年度ごとに行うとともに、運営委員会において四半期ごとに行っている。 • 利用者の視点に立った質の高いサービスを提供するため、取締役会の諮問機関と

質問	回答
<p>に、どのような仕組みを整えているか。経営陣や取締役会は、業績に対する説明責任をどのように果たしているか。取締役会の構成はどのように決定されるか。取締役会が適切な専門知識を備え、全ての関係者の利益を考慮することを確保するための仕組みが存在するか。経営陣と取締役会との間の報告ラインは、明確で直接的なものか。取締役会は、上級経営陣を選出、評価し、必要な場合に辞めさせる責任を有するか。</p>	<p>して清算参加者を委員とする運営委員会を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は3か月に1回以上（通常は月1回）開催し、経営陣が取締役会に直接報告を行う仕組みとしている。 • 取締役会は、取締役のうちから代表取締役および役付取締役を選定し、解職する権限を有する。なお、取締役の解任は、会社法において株主総会決議事項とされている。
<p>4. 清算機関の目的やその達成に責任を負う主体ならびにその達成状況は、所有者や参加者や公的当局に開示されているか。それらは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 経営理念、経営の基本方針、中期事業計画および事業報告をウェブサイトで公表している。

適合状況

JGBCC は、勧告 13 に適合している。

勧告 14 : 透明性

清算機関は、市場参加者がそのサービスの利用に伴うリスクとコストを特定して正確に評価するために十分な情報を提供すべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
1. 清算機関は、規則、規制、関係法、ガバナンス手続、リスク、リスク削減措置、参加者の権利義務、清算機関のサービスの利用に伴うコストを市場参加者に開示しているか。清算機関は、取引相手のエクスポージャーを引き受ける時点や状況および債務の履行に関する制約や制限を明確にしているか。清算機関は、クリアリング、ネットリング、決済の活動に関する適切な計数情報を公表しているか。清算機関は、破綻対応手続とストレス・テストに関する十分な情報を市場参加者に提供しているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、業務方法書その他の規則において、リスク、リスク削減措置、清算参加者の権利義務、清算機関のサービス利用に伴うコスト、取引相手のエクスポージャーを引き受ける時点や状況および債務の履行に関する制約や制限、破綻対応手続等を定め、ウェブサイトで公表している。• JGBCC は、毎月、債務引受高、決済高、フェイル発生状況、ネットリング率等の統計をウェブサイトで公表している。• ストレス・テストに関する情報は社内で管理することとしている。
2. 情報はどのように利用可能となっているか。どの言語で利用可能となっているか。どのような形態で利用可能となっているか。	<ul style="list-style-type: none">• 情報は、ウェブサイトにより、日本語および一部については英語により利用することができる。
3. 清算機関は本報告書に掲載されている「鍵となる質問」に対する回答を完成させ公表したか。開示情報が最新で完全かつ正確であることを確保するために定期的な見直しが行われているか。	<ul style="list-style-type: none">• JGBCC は、本資料により「鍵となる質問」に対する回答を公表している。

適合状況

JGBCC は、勧告 14 に適合している。

勧告15：監督とオーバーサイト

清算機関は透明で実効的な監督とオーバーサイトに服すべきである。国内的にも国際的にも、中央銀行と証券監督者は、相互にさらに他の関係当局とも協力すべきである。

鍵となる質問への回答

質問	回答
<p>1. 清算機関はどのように監督またはオーバーサイトされているか。清算機関の業務を認可・規律する法律、関連する監督当局、清算機関業務に関する各当局の権限をそれぞれ記述せよ。証券監督者と中央銀行は、実効的な監督とオーバーサイトを行うために、十分な法的能力と資源（経験のある人員や予算など）を持っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • JGBCC は、金商法に基づき、内閣総理大臣から免許を受け、その監督を受けている（一部の権限は金融庁に委任されている）。内閣総理大臣は、JGBCC に対し、業務改善命令や免許の取消しを行うことができる（一部の権限は金融庁に委任されている）。内閣総理大臣は、JGBCC に対し、報告・資料提出の命令や立入検査を行うことができる（一部の権限は金融庁および証券取引等監視委員会に委任されている）。 • JGBCC は、国債の店頭取引の清算機関として、日本銀行によるオーバーサイトを受けている。日本銀行のオーバーサイトは、日本銀行法第1条第2項に定められた「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」という日本銀行の目的の達成のために行われるものである。 • JGBCC は、資金および証券の決済のために、日本銀行の当座勘定および国債振替決済制度を利用している。そのため、日本銀行との契約に基づき、日本銀行に対して情報提供を行い、日本銀行による調査を受けている。
<p>2. 証券監督者と中央銀行、場合によっては関係する銀行監督者、の目標、責務、主要施策は明確に規定され公表されているか。規制や役割や政策は、清算機関やその参加者に十分理解されるように平易な言葉で書かれているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 清算機関の監督に関する目標、責務は、金商法および金融商品取引清算機関等に関する内閣府令において定められ、公表されている。 • 日本銀行のオーバーサイトの目的、役割、活動方針等は、2010年5月に日本銀行が公表した「決済システムに対する『オーバーサイト』の基本方針」に明確に定められている。
<p>3. 清算機関は、アウトソースされている業務に関する情報を含め、どのような情報を提供することを要求されて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金商法および金融商品取引清算機関等に関する内閣府令において、監督当局に対する、業務方法書の改正に関する認可申請（随時）、業務方法書に基づく規則の改廃に

質問	回答
<p>いるか。情報はどれ程の頻度で提供されているか。参加者の破綻や清算機関の財務状態の悪化に関する明確な情報提供要件は設定されているか。清算機関は、規則改正、障害、リスク管理手続の変更等の重要な事象を報告することを要求されているか。</p>	<p>関する届出（随時）、資本の額・役員の変更等に関する届出（随時）、計算書類の提出（年度ごと）、事故が生じた場合の報告（随時）などが定められている。</p>
<p>4. 清算機関のための関係当局間の協力体制が、国内的にも国際的にも、存在しているか。協力体制が存在する場合、このような体制の基礎となる原則および情報共有に関する取極めや意思決定手続を含む主要な内容をそれぞれ記述せよ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁と日本銀行は、日頃から、密接に情報・意見交換を行っているものと認識している。 ・ なお、金商法では、内閣総理大臣は、同法の適用を受ける清算機関に対して行政処分を行う必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができると規定されている。

適合状況

JGBCC は、勧告 15 に適合している。

以 上